

聖籠町告示第70号

聖籠町防犯カメラの設置及び利用に関する要綱を次のように定める。

平成26年9月30日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町防犯カメラの設置及び利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、聖籠町安全で安心なまちづくり条例（平成17年条例第16号）第3条第1項第1号の規定に基づき、犯罪の防止に配慮した環境整備を目的（副次的に犯罪の防止を目的とする場合を含む。）として、町が管理する公共施設における防犯カメラの設置及び利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 犯罪の予防その他公共の安全の維持を目的として特定の場所を継続して画像として記録するカメラで、撮影装置、画像表示装置、画像記録装置及び関連装置で構成されるものをいう。
- (2) 画像 防犯カメラにより撮影又は記録されたものであって、それによって特定の個人を識別することができるものをいう。

(管理責任者)

第3条 町長は、防犯カメラの管理及び利用を適切に行うため、防犯カメラを設置する町の施設に防犯カメラの管理責任者を置き、当該町の施設の管理を担当する所属の長又はこれに相当する職にある者をもって充てる。

2 管理責任者は、防犯カメラの個人情報漏えい、滅失又はき損の防止その他映像の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(取扱者)

第4条 管理責任者は、防犯カメラの操作や画像の取扱いを行う取扱者を指定し、原則として管理責任者及び取扱者（以下「管理責任者等」という。）以外の者がそれらを取扱ってはならない。

(指定管理施設の措置)

第5条 町長は、必要があると認めるときは、指定管理施設における防犯カメラの運用に関する事務の全部又は一部を、当該指定管理施設を管理する指定管理者に行わせることができる。この場合において、協定等により、個人情報保護の保護に関し十分な措置を講じるよう求めるとともに、この告示の趣旨を遵守するよう義務付けなければならない。

2 前項の規定により防犯カメラの運用に関する事務の全部又は一部を指定管理者に行わせる場合において、町長は、必要があると認めるときは、いつでも当該指定管理施設を実地に調査し、又は当該防犯カメラの運用の状況に関し、指定管理者に報告を求め、若しくは必要な指示を行うことができる。

(設置)

第6条 管理責任者等は、防犯カメラの設置及び運用にあたっては、犯罪防止効果を高めるとともに、不必要な個人の画像の撮影を防ぐために、次の措置を講ずるものとする。

(1) 撮影範囲を必要最小限にとどめる。

(2) 設置区域の入口やその区域内の見やすい場所に、防犯カメラが作動している旨及び設置者が町である旨を表示する。

(画像の管理)

第7条 管理責任者等は、画像の紛失、盗難等を防止するため、画像記録装置その他の画像を記録した媒体を施錠できる場所で管理しなければならない。

(画像の保存期間等)

第8条 画像の保存期間は、撮影を行った日の翌日から起算して1月以内とし、その期間は、管理責任者が定めるものとする。

2 管理責任者は、前項に定める画像の保存期間が経過した後、速やかに当該画像を消去しなければならない。ただし、次条ただし書の各号に掲げる場合は、この限りでない。

3 画像を保存する場合には、当該画像を加工してはならない。

(画像の目的外利用等の制限)

第9条 管理責任者等は、画像を設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 画像から識別される特定の個人の同意がある場合

(2) 町民等の生命、身体及び財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合

(3) 法令に基づく手続により照会等を受けた場合

(苦情等の処理)

第10条 町長及び管理責任者等は、その取り扱う防犯カメラの設置及び管理等に関する苦情に対し、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。